

大阪地方裁判所委員会（第25回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

2月13日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成24年2月13日（月）午後1時20分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）稲田和也，栄藤利之，川合伸二，木村岐代子，谷口美樹子，野原隆司，松田岳士，山田一信，森恵一，中田和範，横田信之，吉野孝義（敬称略）

（説明者）西田眞基

（事務担当者）中本敏嗣，巽信裕，大倉輝明，西山実，織田慶文

（庶務）濱口晃伸，松田桂子

4 配布資料

「裁判員制度について」PP資料，模擬評議用起訴状

5 議題

裁判員制度について

6 議事

（委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ

(2)ア 裁判員制度の概要、運用状況に関する説明



イ 法廷及び評議室等の見学



(3) 意見交換

◇：市民的な感覚を反映させるために裁判員裁判が導入されたとのことだが、そのことによって専門的な正確性が損なわれることはないのか。

▲：裁判員裁判であっても、証拠を正しく判断して間違いのない事実認定をし、法令を適正に適用しながら、被告人の人権にも配慮するというような刑事裁判の目的とするところは従来の裁判と同様である。したがって専門的な正確性がないがしるにされることはなく、正しく法令を適用しながら、裁判の内容が一般の方にも

分かりやすいものにするといういわば二兎を追っているのが裁判員裁判である。

◇：裁判員裁判において裁判官三人だけで議論することはあるのか。

▲：裁判員裁判は、あくまで裁判員と裁判官の判断であるから、例えば評議が行われて裁判員が帰った後に、裁判官だけで議論するということはありえない。

○：法律の解釈などは裁判官が行うが、事実認定や量刑は裁判員が裁判官と一緒に判断する。一般の人も日々判断に迫られて生活し、経験を積んでいるから、それぞれの考え方や感覚を持っている。事実認定では、専門家である裁判官の経験も生かしながら、一般の方の考えも出しあって話し合うから、専門的な正確性は損なわれなと思う。

◇：最終的に意見が一致しないことはあるのか。専門家である裁判官の意見が2：1になるということは考えにくい。

○：人が迷うのは100か0かという場合より、49と51という場合が多いように思う。大部分は話し合えば決着がつくが、最後まで意見が一致しないこともあり得るのではないか。

◇：それは量刑においても同じか。

○：同様であろう。そもそも量刑で何が正しいのかということは、ある意味、決まっていないともいえる。懲役13年がいいのか15年がいいのか、執行猶予を付すべきか実刑にすべきかなど、人によって意見が分かれることはあろう。

◇：そのような判断をする際には、いろいろな経験をもつ人の様々な意見が参考になるということはあるだろうと思う。

▲：裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）には評決のルールがある。例えば懲役10年、12年、15年と3人ずつに意見が分かれて、いずれも過半数にならなかった場合、15年の人は自分の意見が通らなければ12年に賛成するだろうということで12年の方の票に入ることになる。そうすると10年が3人、12年が6人ということで過半数を形成できる。

評決は、裁判員、裁判官双方を含む過半数で決し、それがその裁判体の意見となる。評議ではなるべく意見が一致するように議論を尽くすものの、時間も限られているから意見が一致しないことがある。意見を必ず合致させなければならない訳ではない。

- ：各裁判長は、裁判員に議論を尽くしたと思ってもらえるように徹底的に評議をすることが重要と考えており、そのようにしていると聞いている。
- ◇：裁判員裁判が始まってから、これまでの量刑とずれがあるのか。
- ▲：最高裁の有識者懇談会における資料に量刑の傾向を示すものがある。その資料によれば傷害致死や特に性犯罪に関しては、裁判官による裁判よりも重い方にシフトしている。その他の犯罪については、必ずしもずれがあるとはいえないが、様々な考えの裁判員が入ったことによって、量刑の幅が広がったという傾向はあるようだ。
- ◇：裁判員の中には極端な考えをする人もいると思う。評議において裁判官が過去のデータを元に誘導というかりードすることはあるのか。
- ▲：量刑は、犯罪の方法、結果、動機に加えて被告人の生活環境、前科、被害者と示談したのかなども考えて決めるが、行為にふさわしい刑という要請と、同じような事案には同じような刑という要請がある。経験のない人が何の手がかりもなく量刑を決めることはできないから、やはり従来の傾向を見てもらうのが相当だと考えている。

裁判員に示す量刑データは、一部平成20年4月以降の裁判官の裁判によるものも含まれているが、今後は国民の意見が反映された裁判員の量刑データが蓄積され、大部分を占めることになる。

- ◇：裁判員による判断が控訴審で覆されることはかなりあるのか。
- ▲：確かに覆されることもありうるが、国民の意見が反映された判断が、高裁の裁判官によって覆されるのは問題であるとの考えがある。控訴審が一審の判断を覆す

のは、見逃すことができない前提事実の誤認や経験則違反があった場合に限ると
いう、謙抑的なものとして議論されている。

この点、無罪の判断が東京高裁で有罪となった覚せい剤営利目的輸入の事件が
最高裁で係争中であり、最高裁がどのような判断をするか注目されている。

- ◇：アメリカの陪審員は有罪無罪の判断だけをする。裁判員裁判を導入した際に量刑
の判断も裁判員が行うことになったのはなぜか。量刑の判断は、一般の人には難
しいように思う。
- ▲：裁判員制度の導入にあたっては、司法制度改革審議会において国民の司法参加を
実現するためにアメリカ型の陪審制かヨーロッパ型の参審制か学者も含めて議
論されたが、そこでは事実認定のみならず量刑についても国民の感覚や視点を取
り入れるべきとの意見が強かった。自動車の事故について、危険運転過失致死罪
ができたのは、業務上過失致死罪では刑が軽いとの国民感情が引き金となったも
のである。
- ◇：経済犯罪や背任・横領罪は、裁判員裁判の対象とはならないのか。
- ▲：対象外である。裁判員裁判の対象事件は、死刑又は無期懲役を法定刑に含む事件
などの重大事件に限られる。
- ◇：事実認定にのみ国民の感覚を反映させる方法もちろんあり得るが、量刑の判断
に国民の感覚を取り入れる方が理解しやすかったのではないかと思う。
- ◇：国民の感覚を取り入れるということについては、裁判官に民間企業で経験を積ま
せることによって実現するという考えはなかったのか。
- ：それは法曹の養成制度に関わる問題で、法科大学院が創設されるなど、別途整備
されていった。
- ◇：裁判員経験者に取材すると、開示されていない証拠に重要な事実が隠れているか
もしれないので、せめてすべての証拠の一覧表を見たいという声をよく聞く。証
拠の開示については今後議論され得るのか。また、3年後の見直しはどのような

項目が対象となるのか。

▲：証拠は、まず検察官が弁護人の請求に応じて開示する。どのような主張、立証活動をするかは当事者に委ねられており、検察官、弁護人双方が真剣勝負をする中で重要な証拠が漏れているということは通常考えにくく、双方が提出する証拠でまかなわれていると考えられている。

もし、審理の段階で新しい証拠を追求していくと、審理予定が狂って、当初参加することのできた裁判員が参加できなくなるという事態にもなる。

もっとも提出された証拠以外に何らかの証拠があることがうかがわれ、それを解明しなければ判断ができないとの意見が裁判員の中で多数となり、裁判官も同様である場合には、証拠の提出を促すこともあり得る。

○：公判前に弁護人が信用性も含めて精査した証拠を提出することによって充実した迅速な審理が実現するといえる。

○：裁判員の負担を考えると、あまり関連性のない証拠まで提出するのは審理にふさわしくない。もっとも検察側は証拠を取捨選択して弁護人に開示しているが、検察側が有する証拠を早い段階ですべて弁護側に開示するという証拠の全面的開示は実現した方がよいと考えている。

◇：裁判員制度が始まった当初は証拠の厳選が唱えられていたが、それが裁判員の不完全燃焼感につながっているとすれば見直しもあり得るように思う。裁判官は評議において裁判員の不満のようなものを感じることはないのか。

▲：被害者が死亡した事件において、裁判員が「亡くなった状況は分かるが被害者の生前の状況がよく分からない。」と漏らしたことはある。また、このあたりの人から聞いたらもっと多くの事実が出てきたのではないかと指摘を受けたこともあるが、どうしても必要という訳ではなかったこともあって、協力が得られなかったのではないかと話をすると納得してもらえた。

◇：時間が経つと裁判員に不満や不安が出てくるのだろうと思う。少数であっても過

去のえん罪事件のことが頭によぎり、せめて証拠のリストだけでも見たいという気持ちになるのだと思う。

◇：戦後の刑事訴訟法は当事者主義であって当事者が死力を尽くして戦う中から出てきたものが真実だとの発想がある。弁護側が一生懸命やっていたら被告人に有利な証拠を見逃すことはないだろうという前提で裁判が行われているが、裁判員から疑いをもたれるとすると将来的には証拠の開示について考えていかなければならないと思う。

■：3年後の見直しについては、まだ裁判所内で積極的な議論がなされていない。

○：現在は、法務省が各庁に対して何か問題となることはないかとヒアリングをしている状態である。

○：弁護士会では、刑事裁判についてどのような点を見直したらいいのかということでは議論している。

○：裁判所は、裁判員意見交換会を定期的に行なって広く意見を聴取しており、この意見が今後考える際の手掛りになると考えている。

▲：対象事件をどうするかという点は問題となるかもしれない。

■：裁判所は、決められた内容を実施していく機関なので、裁判所の現場サイドから積極的にこの点を改めて欲しいということ伝えることはないと思う。もっとも裁判員経験者の意見を広く聞いていく中で出てきた意見については伝えていきたいと考えている。

◇：裁判員制度は、まだ始まって2年半であるのでメディアでも比較的良好に取り上げているが、制度が定着すると情報が出にくくなるように思う。法務省や最高裁が主導で考えることとしても、各地裁レベルでできることがあるのではないと思う。

また、推定無罪のような刑事訴訟の原則を広く裁判員に伝え、えん罪は絶対に許さないとの考え方を常に意識付けしてもらえるような工夫が大阪地裁独自で

も可能であると思う。

- ▲：裁判員法39条で、裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、必要な事項を説明することとされている。説明する事項は、刑事裁判の目的、有罪であることの証明、証拠に基づく判断、評議と裁判員の役割、有罪無罪の判断方法、裁判員と裁判官の意見の重み、法律の解釈、評議の秘密等である。

裁判長は、審理や評議の冒頭で基本ルールを説明するほか、書面で配布したり、評議室のモニターにテロップで流したりしている。また、評議室にポスターを掲示している部もあると聞いており、それぞれ意識して注意喚起するようにしている。

- ▲：裁判員制度説明会は、継続して開催する必要があると認識しており、昨年も10月に2回行ったほか、冬休みには親子で参加できるよう企画している。ただ、当初に比べると参加者が減少傾向であり、この点は今後検討する必要があると感じている。

- ：裁判員制度が始まるまでは、広く制度を周知するという観点からの説明会を頻繁に開催した。現在は制度を周知するというよりは、説明会も含めてどのような広報活動を行うべきかを模索しているところである。

- ◇：広報は、学校教育に取り入れるのが一番良いと思う。

裁判員裁判は平均で4、5日、長いものになると100日ということを知り、主婦や仕事を持つ人にとっては厳しいと思った。自分の条件にあった裁判に参加できるように、裁判員となるにあたってもう少し情報がもらえたらよいと思う。

- ▲：裁判員裁判では、公判前整理手続において、選任手続、審理、評議、判決の日程が決まるので、いつからいつまでの裁判に参加できるかとの質問票と裁判の日程を記載した呼出状を選任手続の6週間前に裁判員候補者に送付している。事案の概要や当事者については、呼出状を多数の人に送付する関係上、プライバシー等の問題から選任手続期日に初めて明らかにすることになる。

- ◇：選任手続期日においても裁判員となることを辞退することができるのか。
- ▲：当日だけではなく手続の6週間前に送付する質問票に対して、裁判の日程は海外出張中であるなどの回答をすることができる。
- ◇：裁判が始まってから予定外に長くなることはないのか。
- ▲：極力そのようなことがないように努めているが、一例を挙げれば、どうしても調べる必要がある証人が急病のために日程が変更されることもある。そのために長い日程の場合には予備日を設けることもある。
- ：法教育については、法務省、弁護士会でそれぞれ取り組んでおり、裁判所も要請に応じて、中高生に対して、裁判員制度を中心とする法教育を行っている。今後よりいっそう行う必要があると認識している。
- ◇：先日、母親が子供を殺したという事件の裁判を傍聴した。中学生が多数傍聴しており、子供たちに対する影響を考えるとふさわしくないと感じた。
- ▲：裁判は公開の法廷で行われるので、傍聴を制限することはできないが、総務課の広報係を通じた団体傍聴については、例えば性犯罪の事件等については配慮してもらいたい旨を引率の先生に伝えている。
- ◇：犯罪現場の写真を証拠として提出されることもあると思うが、裁判員に対する心のケアに関して、何か対処はしているのか。
- ▲：まずは公判前整理手続の段階で必要不可欠な証拠に限って提出するように制限している。また、被害者の遺体の写真を調べると予告して裁判員に心の準備をしてもらったり、写真も大きさを小さいものにしたり、CGで加工して見せるなどの工夫をすることもある。裁判官は、気分の悪そうな裁判員はいないかを常に気を配っている。

事後的なケアについては、裁判員メンタルヘルスサポートという窓口が設けられており、電話やウェブにより24時間相談できる。臨床心理士等の心理職が行うメンタルヘルス相談や看護師・医師による健康相談が受けられるほか、必要な

場合は面接も5回まで無料となっている。

◇：窓口が利用されたことはあるのか。また、事前に案内をしているのか。

▲：利用実績はある。当部では初日の審理が終わった後、あるいは判決言渡後に窓口の紹介をしている。

■：最高裁で受け付ける電話相談における電話番号を記載したカードを裁判員に渡して周知している。

(以 上)